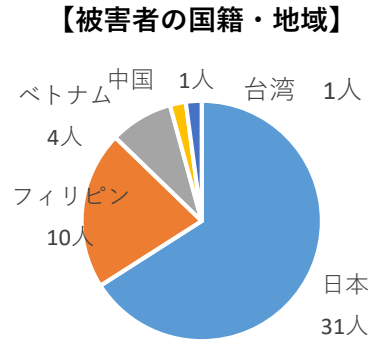
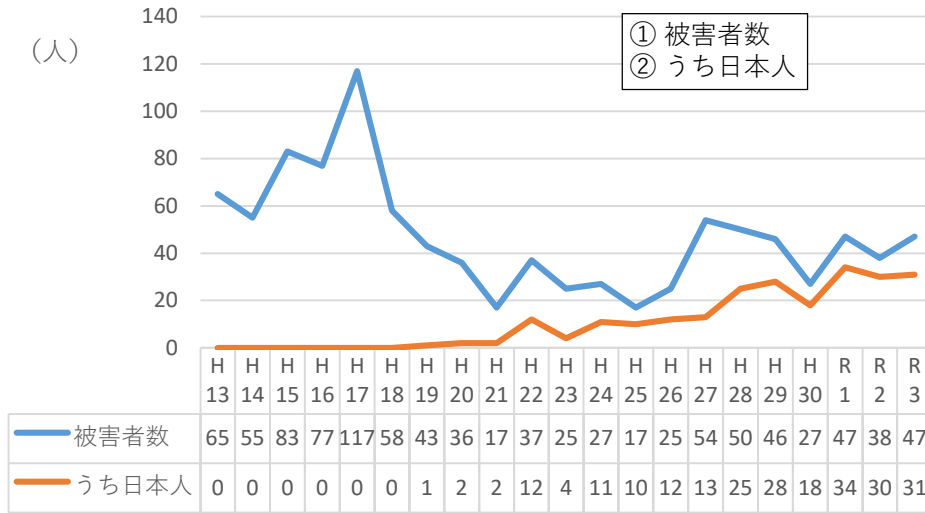


「人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策に関する取組について」（年次報告）の概要

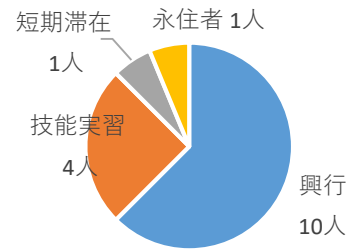
～「人身取引対策行動計画2014」に基づく取組状況～

1 人身取引の実態把握の徹底

(1) 人身取引被害者の状況

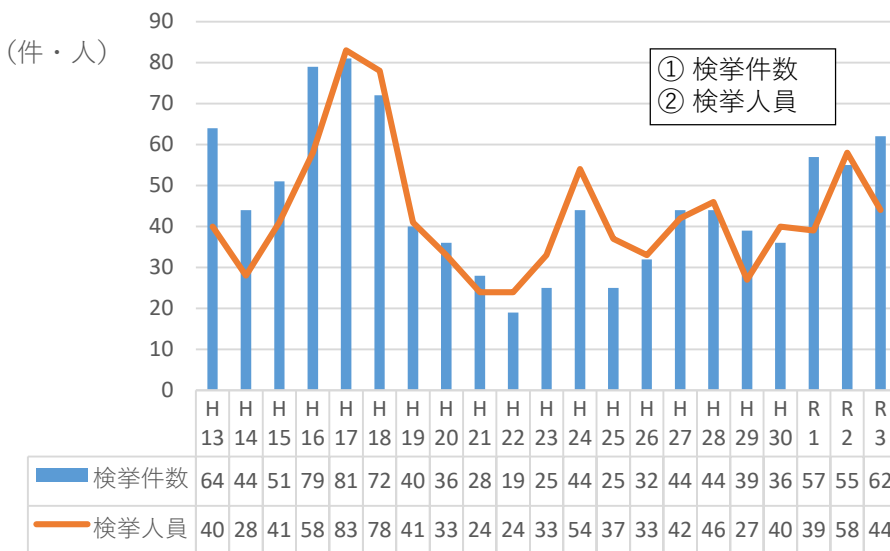


【外国人被害者の在留資格】

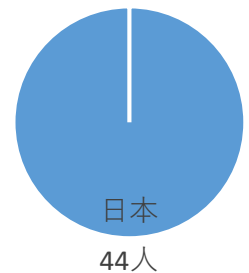


- 令和3年中、47人を保護（前年比+9人）
- 性別：全員が女性
- 国籍：日本人31人、外国人16人
- 年齢：児童が18人（前年比-2人）

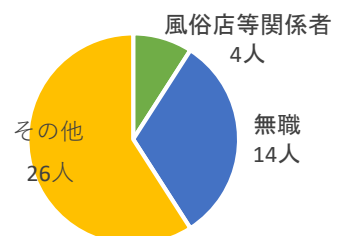
(2) 人身取引被疑者の状況



【被疑者の国籍】



【被疑者の職業】



- 令和3年中、62件、44人を検挙
- 性別：男性36人、女性8人
- 国籍：全員が日本人
- 39人を起訴（31人は有罪確定、6人は公判係属中、2人は家庭裁判所送致とされた者）

2 人身取引の防止

- 令和3年4月から、外国人技能実習機構は暴行や脅迫等の緊急案件に関する専用相談窓口として「技能実習SOS・緊急相談専用窓口」を開設し、技能実習生の相談を受付。【新規】
- 失踪技能実習生の減少に向けた改善方策を更に充実させる施策の一環として、失踪者の発生が著しいベトナムの送出国（5機関）に対して、技能実習生の新規受入れを停止する措置を実施。【新規】
- 被害者向け・一般向けの啓発動画に加え、性的搾取の需要者側に重点を置いた啓発動画を作成し、電車内の広告やSNSの広告において周知。【拡充】

3 人身取引被害者の認知の推進

- NGOや在京大使館等の意見を取り入れ、大幅なコンパクト化、分かりやすいデザインなど被害者の視点に立ち改訂を行った警察、出入国在留管理庁等への被害申告を呼びかける10か国語版のリーフレットを作成、配布。【継続】
- 出入国在留管理庁、法務局・地方法務局、労働局等に設置している外国人の相談窓口や相談ダイヤルについて、対応する言語の拡大を進め、相談しやすい環境を整備。【継続】

4 人身取引の撲滅

- 人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」について、最新の適用例に更新するなどの改定を行い、警察、出入国在留管理庁、検察、労働基準監督署及び海上保安庁において、捜査等に活用。【拡充】
- アダルトビデオの出演被害問題に対して政府一体となって強力に取り組んでいくため、令和4年3月に、アダルトビデオ出演被害に係る緊急対策パッケージを取りまとめた。また、令和4年6月15日、議員立法により、A V出演被害防止・救済法が成立した。同法は、年齢や性別を問わず、A V出演契約の取消、解除等に関する特則、公表の停止などの差止請求権などについて規定している。【新規】

5 人身取引被害者の保護・支援

【ポスター（内閣府）】

- 出入国在留管理庁では、保護した外国人被害者の立場に配慮し、在留資格の変更、在留特別許可等を実施。【継続】
- 婦人相談所では、被害者を一時保護し、衣食住に加え、通訳支援、必要に応じた医療サービス等を提供。【継続】
- 外務省による抛出を通じて、国際移住機関（IOM）では、出入国在留管理庁等と連携し、日本国内で保護された外国人被害者の帰国支援及び社会復帰支援事業を実施。【継続】

6 人身取引対策推進のための基盤整備

- 令和3年2月、都道府県労働局に人身取引対策担当者を定めるなど技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応を強化。【新規】
- 関係機関とNGOとの間で意見交換、情報提供を実施。【継続】

性的サービスや労働の強要等
じん しん とり ひき
その行為も、**人身取引!**

人身取引の取り締まりを強化しています。

人身取引は人間の尊厳を傷つけ、人権を軽視する重大な犯罪です。
以下の行為は人身取引に該当し、
法律違反となり、罰金が科せられる可能性があります。

完全な被害者
した者に対しては
内閣府が被害者支援センターを
設置し、被害者支援センターが
被害者の保護・支援を実施します。

人身取引の被害者
に対する支援センター
0120-924-839

人身取引についての
詳細や相談窓口はこちら

あなたの身近な人の行為は人身取引かもしれません。加害者や被害者らしい人を見かけた場合は、
最寄りの警察署(又は#9110)や地方出入国在留管理庁(0570-013904)に連絡してください。

内閣府 内閣府 警察庁 法務省 外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 海上保安庁